

平成21年度分(平成21年7月～平成22年6月) 国民年金保険料の免除申請受付が始まりました

国民年金は老後のためだけではなく、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金・遺族基礎年金であなたとご家族をサポートします。
国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」または「一部納付制度」をご利用ください。

平成21年度の1カ月の 保険料額と老齢基礎年金額の割合

	保 険 料	老齢基礎年金額の受給割合
全 額 免 除	0円	8分の4
4分の1納付	3,670円	8分の5
半 額 納 付	7,330円	8分の6
4分の3納付	11,000円	8分の7
全 額 納 付	14,660円	8分の8

- 全額免除期間や一部納付期間は、将来の老齢基礎年金を計算する際、全額納付した期間と比較して年金額が少なくなります。
- 免除された保険料は、10年以内であれば後から納付（追納）することができます。
- 3年度目以降に追納する場合は、免除された保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【ご注意ください!】

各種免除制度は、本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下であることが条件です。また、納付すべき保険料を納付しなかった場合、一部納付制度の一部免除は無効になり、未納と同じ扱いになるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

「学生納付特例制度」、「若年者納付猶予制度」、「法定免除」などの免除も受け付けています。

戸別訪問による納付案内

熊本西社会保険事務所の職員をはじめ国民年金推進員が皆さんのお宅を直接訪問し、保険料免除の説明や保険料納付の手続きなどを行っています。

熊本西社会保険事務所国民年金推進員の今村です。大津町を担当して5年になります。皆さんのお家を直接訪問して、保険料の納付のご案内や保険料免除のご説明など、すべての人が生涯にわたって年金が受給できるようがんばっています。よろしくお願いします。

こんにちは!
国民年金推進員の
いまむらひでこ
今村秀子です。



■ 問い合わせ 熊本西社会保険事務所 ☎(355)3261
役場住民課 住民係 ☎(293)3112



災害で被害を受けてしまったら…

持っている固定資産が火災や風水害・震災などで被害を受けた場合、被害の程度に応じて固定資産税の減額措置が受けられます。

- 対象
火災の場合……家屋・償却資産
風水害・震災の場合……土地・家屋・償却資産
- 申請方法
役場にある「減免申請書」に必要事項を記入し、消防署が発行する「り災証明書」を添付して提出してください。提出後、役場の担当者が被害調査のために現地に伺い、後日減免額の通知をします。なお、減額する税額は、申請した日以降に納期限が来る分で計算します。

固定資産税の減額が受けられます!

バリアフリー改修で…

平成19年1月1日以前から所在していた住宅(賃貸住宅を除く)のうち、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事(補助金を除く自己負担額が30万円以上のもの)が行われた住宅は翌年度分の固定資産税を3分の1減額します。ただし、対象床面積は、1戸あたり100㎡までです。

- 次のいずれかの人が住んでいることが条件です。
 - ①65歳以上の人
 - ②要介護認定または要支援認定を受けた人
 - ③障害者手帳を持っている人
- 対象のバリアフリー改修工事
 - ①廊下の拡幅
 - ②階段の勾配の緩和
 - ③浴室の改良
 - ④トイレの改良
 - ⑤手すりの取付け
 - ⑥床の段差の解消
 - ⑦引戸への取替え
 - ⑧床表面の滑り止め化
- 改修後3ヵ月以内に、工事費明細書や領収書、写真(改修前・後)などの関係書類を添付して申請してください。

耐震改修をすると…

- 対象
昭和57年1月1日現在で建っていた住宅の耐震改修(工事費30万円以上)をした場合
- 減額
耐震改修をした家屋全体にかかる固定資産税の1/2を減額
- 減額の期間
平成18年から10年間の間に改修をした場合で、改修した年の翌年度から減額

工事完了時期	減免期間
平成18年1月1日～ 平成21年12月31日まで	翌年度から3年間
平成22年1月1日～ 平成24年12月31日まで	翌年度から2年間
平成25年1月1日～ 平成27年12月31日まで	翌年度分

(早く改修するほど減額措置を長く受けられます)

- 減額対象床面積
1戸あたり120㎡相当分まで
- 申請方法
改修後3ヵ月以内に、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(耐震基準適合証明書)を添付して町にお申し込みください。



住宅熱損失防止改修(省エネ改修)工事を行うと…

- 対象
平成20年1月1日に存在した住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅(賃貸住宅を除く)。
※新築住宅、耐震改修の減額措置と同時に適用されません(バリアフリー改修の減額措置とは同時に適用されません)。
- 減額
省エネ改修をした家屋全体にかかる翌年度の固定資産税の1/3を減額
- 減額対象工事
次の工事にかかった費用が30万円以上で、下記の工事を行うこと
 - ①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
 ※①の工事は必ず行うこと
- 減額される床面積
1戸あたり120㎡まで
- 申請方法
改修後3ヵ月以内に、それぞれの部位が省エネ基準に適合することとなった旨の証明書(※)を添付して、町に申請してください。
※建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行したもの